

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、ボイラー保守管理全般を事業内容とするA会社（以下「事業場」という。）の事業主として、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく特別加入者として、平成〇年に労働局長から承認を受けていた者であり、昭和〇年から平成〇年までは労働者として、また、平成〇年から平成〇年までは特別加入者として、石綿ばく露業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。平成〇年〇月〇日にはC病院に転医し「肺がん」と診断され、同病院において通院・入院加療をしていたが、平成〇年〇月〇日、同病院で死亡した。死亡診断書には、直接死因：「肺がん」、死因の種類：「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者には労災の認定基準に従った石綿肺等の所見はみられないが、職歴及び弟Dと事業場従業員Eの石綿肺がん発症の状況に照らし、被災者が石綿粉じんにはばく露した結果、肺がんを発症したことは明らかであるから、形式的な認定基準に従って不支給処分を行った原処分の判断は取り消されるべきである旨を主張する。

(1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、認定基準に基づき検討したところ、被災者に発症した本件疾病は原発性であると認められるものの、F医師、G医師の診断（意見）書及び石綿確定診断委員会意見書を踏まえると、認定基準に示された認定要件、すなわち①石綿肺の所見、②胸膜プラーク、③石綿小体・石綿繊維、④びまん性胸膜肥厚の併発、のいずれも満たさないことから、被災者に発症した本件疾病は、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

(2) これに対し、請求人らは、被災者の職歴及び弟DとEの石綿肺がん発症の状況に照らし、被災者が石綿粉じんにはばく露した結果肺がんを発症したことは明らかであるから、認定基準を形式的に運用すべきではない旨を主張する。

そこで、請求人らの主張にある弟Dの申述をみると、被災者は事業場の代表者に就任する以前から、ボイラーの保守点検の仕事以外におよそ1か月のうち1週間くらいは営業や事務作業などを行っており、また、1か月のうち1週間以上はボイラー修理の仕事で、ボイラーの保守点検の仕事は、平常時で1か月のうち1週間もないくらいであった旨述べている。

当該申述を踏まえると、被災者と弟Dの石綿ばく露状況は異なっているものと判断せざるを得ず、さらに、被災者とEが、同程度石綿にはばく露したと推認するに足る客観的な証拠も認められないことから、認定基準を形式的に運用することなく元同僚2人の石綿肺がん発症の状況を斟酌すべきである旨の請求人らの主張を採用することはできない。

なお、肺がんには喫煙等様々な発症要因が知られている中で、認定基準は、石綿のばく露による肺がんの発症リスクが2倍以上ある場合に石綿に起因するものとみなすという国際的に支持されている考え方を採用しているところ、請求人らのその余の主張をもってしても、被災者に肺がんの発症リスクが2倍以上となる石綿ばく露があったと認めるに足る客観的証拠はなく、上記(1)の判断を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。